

半田市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、半田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 半田市次世代育成支援対策に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 子ども・子育て支援事業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市の職員

2 委員の定数は15名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議には会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(検討部会の設置)

第8条 会議の検討部会として、子ども・子育て検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

2 検討部会は、第2条に定める事項について協議及び検討するものとする。

3 検討部会は、部会長をこども育成課長とし、部会員は、別表に掲げる課の職員をもって充てる。

4 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議及び検討部会の庶務は、こども未来部こども育成課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議及び検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 半田市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

こども育成課、子育て相談課、保育幼稚園課、学校教育課、生涯学習課
